

「難民」¹⁾保護への挑戦

—— 第三国定住受入れを英国の事例から問う²⁾

柄谷 利恵子

目次

- 1 「グローバル・ブリテン」の庇護制度
- 2 英国の庇護制度の変遷
- 3 国際的難民保護制度における「第三国定住受入れ」
- 4 管理の理論と難民保護、選別の理論と難民保護
- 5 「責任」を考え直す

1 「グローバル・ブリテン」の庇護制度

「英国は世界に開かれてきた誇らしい歴史を持つ。グローバル・ブリテン (Global Britain) はこの伝統を受け継いでいく。……新たな入国管理計画の中心となる理念は公正 (fairness) である」(HM Government 2021: 2)。2021年3月に、「新しい入国管理計画——政策方針 (*New Plan for Immigration: Policy Statement*, 以下、2021年入国管理計画)」が発表された。その冒頭でパテル (P. Patel) 内相は、欧州連合 (EU) からの離脱後の方針について、上のように記した。2021年入国管理計画に基づき、「国籍および国境法案 (Nationality and Borders Bill 2021, 以下、2021年国籍・国境法案)」が同年7月に議会に提出された。法案名にかかわらず、その中身の大半は庇護に関するものである。今後、議会を通過する過程で修正が加えられるだろうし、廃案になる可能性もある。しかしグローバル・ブリ

1) 本論文では、難民条約に基づく難民に限定して述べる場合は「難民」と表記する。

2) 本論文の一部は、2019年に発表した研究ノート (柄谷 2019) に基づく。

テンとしての方針は、2021年入国管理計画に明示された通りである。

グローバル・ブリテンの庇護制度は、「第三国定住受入れ (resettlement)」³⁾ を推奨し、入国後の個別庇護申請には厳しい。この方針は、EU 離脱前からの継続である (Home Office 2005)。労働党政権であっても保守党政権であっても変わっていない。なぜ、人権団体や法曹界からの批判や懸念にもかかわらず、この方針が一貫して推進されているのか？ その要因、また論拠はなにか？

2021年入国管理計画によれば、グローバル・ブリテンが目指す庇護制度は、以下のように説明される (HM Government 2021: 2-4)。入国管理制度の基本理念は公正である。人道主義に基づく庇護制度は、入国管理制度の一部である。英国が提供できる庇護には限界があり、制度の維持には公正さが不可欠である。現行の庇護制度の下では、第三国定住受入れのような「確立された正規のルート」を通じた入国者だけでなく、密航業者を通じた「非正規のルート」で入国した後に庇護を申請する者がいる。後者は、密航業者に支払う金銭を有する者である。庇護はそれが必要な人に提供されるべきである。金銭の有無によって制度の参入が決まるのは不公正である。後者の場合、経済目的の入国者による制度の悪用が危惧される。今後は、非正規のルートで入国した者の庇護申請を思いとどまらせると同時に、そのような入国方法を提供する者に対する罰則を強化する。そうすることは、密航業者を通じた危険な方法で入国を図り命を落とす者を守ることにもなる。今後は、英国への入国方法に従い「難民」を選別する⁴⁾。非正規のルートで入国した後に「難民」と認定された「グループ2 難民 (Group 2 refugee)」は、正規な方法で入国した「グループ1 難民 (Group1 refugee)」と比べて厳格に処遇する。このような抜本的改革の実施によって、公正な制度が確立され、英国国

3) グッドウィン=ギル (G. Goodwin-Gill) らによれば、「第三国定住受入れ」とは、「暫定在留の国または第一次庇護国での滞留から、別の第三国による定住が認められること」(Goodwin-Gill & McAdam, 2007: 477) を意味する。

4) 2021年法案第10条2項は「難民」をグループ1とグループ2に分ける。法案の説明用注記によれば、どちらも難民条約に示される保護と権利は付与されるが、グループ2の「難民」は家族結合権利などが制限される (House of Commons 2021: 25)。

民の制度への支持が維持される。

第三国定住受入れの推進は英国だけの方針ではない。1990年代後半以降、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）もその重要性を訴えている（UNHCR 2019）。もちろん第三国定住受入れの拡大により、一部の国への難民保護の「責任（もしくは、負担）」の集中を防止できる⁵⁾。また、第三国定住受入れを通じ、各国の協調関係の拡大も期待できる⁶⁾。「難民」にとっても、第三国定住受入れを通じ、安定した生活基盤が確保できるのは望ましい。しかし現実には期待通りにはなっていない。2020年には、8240万人がUNHCRの保護を必要とした。それに対し、第三国定住受入れの対象となった者は3万4400人にすぎなかった（UNHCR 2020: 2-3）。現状では、第三国定住受入れを通じた「分担」が世界的に進んでいるとは言いがたい。そうであるならば、第三国定住受入れの推進というUNHCRの方針転換は、国際的難民保護体制にどのような影響を及ぼしているのか？

本論文では、英国の庇護制度において第三国定住受入れが果たす役割を検討する。どの国であっても、国境を越えるヒトの移動に関する制度は国際的要因から大きな影響を受ける。英国の庇護制度も例外ではない。制度の立案・運用および変遷は、国際的難民保護体制のあり方と密接に関わっている。21世紀の国際的難民保護体制において、第三国定住受入れが再評価され推奨される意味を、グローバル・ブリテンの庇護制度を事例として批判的に検討したい。一体、だれのために、なぜ第三国定住受入れがすすめられ、それによってなにを「恒久的」に「解決」しようとしているのか。

次節では、英国の入国管理制度の一部として、庇護制度が変容していく過程および現状を述べる。第3節では、第三国定住受入れに対する評価および問題点を紹介する。続く第4節では、冷戦後の国際的難民保護体制において第三国定住受

5) 「負担」という語句には否定的な意味が含まれる。そのため、関連する語句を定義分けし、「責任分担 (responsibility-sharing)」という語句を使用する研究もある (Betts, et. al. 2017)。2016年の難民に関するグローバル・コンパクトでは、「負担および責任分担」と記されている。

6) UNHCRは第三国定住を「国際的連携や責任共有システムの具体的表明」と明記している (UNHCR 2011: 3)。

入れの重要性が強調され、いわゆるグローバル・ノース（Global North）の中の先進国である英国で、その役割が推奨される論拠を検討する。近年、従来の難民研究に対する批判的考察が進み、国際的難民保護制度の地政学的性質や「難民」定義の戦略的利用などが検討されている⁷⁾。この議論を踏まえなければ、救済対象としての「難民」の強調が、庇護申請の方法まで限定する厳格な庇護制度の成立から許容、さらには推奨へと展開していく要因や背景を問うことはできない。このような「難民」の定義づけの結果、第三国定住の受入れ推奨の制度化を通じて、庇護を必要とするが「難民」とは定義されない人々と「難民」の区別だけでなく、「難民」の中での選別の正当化へと繋がることを、英国の事例が示している。最後にこれまでの議論をまとめた上で、以下の点を指摘したい。現状では、UNHCR および受入れ国主導で一部の「難民」を選別し、そのような「難民」にだけ第三国定住受入れという「解決」手段が与えられているにすぎない。今後も「難民」保護のための国際的制度は不可欠である。しかし第三国定住受入れの積極的利用とは、「難民」限定の保護から保護の対象者をさらに限定することに、UNHCR 自身がお墨付きを与えるという意味になる。そうであれば、現状の国際的難民保護制度が「解決」できる問題は少ない。

2 英国の庇護制度の変遷

(1) 庇護制度をめぐる現状

現在、英国で「難民」資格が付与される方法は、国内での個別庇護審査と第三国定住受入れの二通りである。これまでも、両者の比較を通じて、個別庇護審査の過酷な扱いが問題視されていた。庇護審査の「二層制度（two-tier system）」

7) 従来の難民研究を批判的に検討する研究が1990年代半ば以降増えている。これらは「批判的難民研究（critical refugee studies）」と総称される。その中では、たとえば国際的難民保護体制は植民地支配の遺産の上に築かれており、グローバル・サウスの視点を無視しているという批判がある（Chimni, 1998）。くわえて、過去の不正義や過失の倍償として庇護を付与することを提唱する議論もある（たとえば、Souter 2014; Coen 2017）。

(APPG 2017: 6) を批判する先行研究は多い。人権保護団体や専門家からの批判や懸念にもかかわらず、2021年国籍・国境法案では、今まで以上に個別庇護審査受入れが厳格化され、第三国定住受入れが推奨されている。このような方針は、労働党および保守党政権のどちらにおいても支持されてきた。

2020年の英国における庇護申請数は2万9456件だった (Sturges 2021: 10-12)。庇護申請数は2002年の8万4132件をピークに減少に転じ、2010年には2万件を切った。2015年には中東やアフリカから欧州を目指す移民・難民が急増し、英国での庇護申請数も3万2733件となった。しかしその後は増加傾向はみられていない。一方、コロナ禍の2020年は審査認定件数が激減し、異議申立および退去手続きを含めた取扱中の件数 (“work in progress” caseload) が過去最高になった (Sturges 2021: 14-15)。2021年入国管理計画は、取扱中の件数の多さが制度の維持を不可能にするレベルに達しており、制度改革が急務であると強調している (HM Government 2021: 8)。ただし新規の庇護申請数が増加しているわけではないため、審査認定の遅さの方が問題だと指摘する研究もある (Mayblin 2021: 1)。2020年の受入れ数をみると、人道的保護などを含めた在留許可人数は9936人だった。そのうち個別庇護申請を通じた受入れ数は7546人なのに対し、第三国定住受入れは823人にすぎない (Home Office 2021b)。全世界では、2020年の第三国定住の受入れ数は3万4400人で、2019年の三分の一に減っている (UNHCR 2020: 47)。

2021年国籍・国境法案は、「崩壊している庇護制度の修正を目的とした、過去数十年で最も包括的な改革」の実現を目指している (Home Office 2021a)。同法案の3つの目的は、「制度の公正性の向上を通じた、庇護を必要とする人々への一層の支援と保護」、「非正規入国の抑制を通じた、人身売買や密入国ビジネスの根絶と被害者の救済」、「滞在する権利のない者に対する強制退去の促進」である⁸⁾。同時に、紛争地域から「本当の難民 (genuine refugees)」を英国に直接受け入れる方法として、第三国定住受入れが引き続き推奨されている。というのも英国政府

8) 2021年国籍・国境法案が掲げる3つの目的は、同年3月に示された2021年入国管理計画をそのまま踏襲している。

にいわせれば、虚偽の庇護申請者やそのような者を助ける密入国業者を利することなく、真に助けを必要とする者を確実に救うことができる方法が第三国定住受入れだからである。第三国定住受入れプログラムでは、英国政府が人数や地域を指定する。2021年3月からは、既存のプログラムを統合し、新たに「英国・第三国定住プログラム (the UK Resettlement Scheme、以下、UKRS)」が始動している⁹⁾。一方、非正規のルートで入国し庇護申請をする者や、入国して一定期間が経過した後で庇護申請をする者に対しては、たとえ申請が認められたとしても限定的な権利しか付与されない(第10条)。入国方法や庇護申請までの時間に基づく「難民」の選別について、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は難民条約違反であると指摘する (UNHCR 2021)。また英国赤十字社は、庇護の付与は「直面する危険」に基づくべきであり、「入国方法」に基づくべきではないと述べている (British Red Cross 2021: 5)。

(2) 英国の庇護制度の歴史と第三国定住受入れの推進

英国初の庇護関連法として制定されたのが、1993年の「庇護および移民控訴法 (Asylum and Immigration Appeals Act 1993、以下、93年庇護・控訴法)」だった。この法の下で、難民条約上の義務が入国管理制度の中に組み込まれた。1995年にはすでに、英国と密接な関係を持つ者や、滞在地では必要な医療支援が受けられない者に限定した第三国定住受入れが始まる¹⁰⁾。本格的に第三国定住受入れが導入されたのは、2004年の「ゲートウェイ保護計画 (Gateway Protection Programme、以下、GPP)」からである。その後、UNHCR と協働して、対象地

9) 当初、新たな第三国定住受入れプログラムが2020年に開始する予定だった (Gower, 2021)。新型コロナウイルスの影響を受け、2020年3月から停止していたが、2021年3月に再開した (UK Parliament 2021)。

10) 2004年以前は、①英国と密接な関係のある者に限定した受入れ (the Mandate Refugee Scheme)、②居住地では受けられない医療サービスが必要な者に限定した受入れ (the Ten or More Plan)、③緊急事態に対応した受入れ——たとえば、1999年のコソボや1990年代初頭のボスニア——が実施されていた (詳細は、Refugee Council 2004: 8)。

域や要件を限定した複数のプログラムが実施されていく。2020年までの時限プログラムとして、2014年にはシリアからの受入れに限定したプログラム（Vulnerable Persons Resettlement Scheme、以下、VPRS）が、2016年には中東・北アフリカからの子とその家族を対象としたプログラム（Vulnerable Children’s Resettlement Scheme、以下、VCRS）がそれぞれ始まった（Home Office 2018）。また上記の2プログラムとは別に、2016年移民法（Immigration Act 2016）の審議過程で修正案が通過し、保護者を伴わない未成年者（unaccompanied children）を欧州から受け入れることが決定した（67条¹¹⁾。先述の通り2021年現在、GPP、VPRS、VCRSを統合した上で、出身地域の制限を撤廃した新たなプログラム（UKRS）が始まっている¹²⁾。

93年庇護・控訴法成立時には、庇護申請の多くを虚偽の申請と疑い、その中からいかに「真の」（ゆえに少数の）庇護申請者を区別するかが争点となっていた（柄谷 2003）。97年に労働党政権が登場して以降も、入国管理および庇護制度に関する問題意識は変わらなかった。それはつまり、第1に、庇護申請者の大半が経済目的の移民（つまり、「難民」はごく少数）であり、第2に、庇護申請者と移民の境界が交錯している状況において、庇護申請・審査と移民受入れを統括して扱う包括的な入国管理枠組みが必要である。そして第3に、迫害や拷問から逃れてきた真の「難民」を助けるはずのシステムが、経済目的の移民によって悪用されているため、「難民」保護の観点からいっても、移民・庇護法を強化し、虚偽の庇護申請者の入国を規制すべきと考える。2001年には、当時の首相だったブレア（T. Blair）が、難民条約は時代遅れであり、新たな国際的枠組みが必要であると訴える論文を日刊紙に発表した（*The Times* 2001.5.4）。包括的な入国管理制度の中での庇護申請の扱いと、国際的難民保護枠組みの再検討の二点（Conservative

11) 修正案を提出したダブ（Lords Dubs）卿の名を取って、「ダブ・スキーム」と一般に呼ばれている。当初、政府は480人の受入れを表明していたが、2020年1月時点で判明しているのは220人にすぎない（UK Parliament 2020）。

12) 当初、新たに統合された第三国定住受入れプログラムの下で、初年度だけで5000人程度の受入れを予定していた（Wilkins 2020）。

Party 2017: 40) は、グローバル・ブリテンにおける政策目的として引き継がれている¹³⁾。

2000年代に入ると、9.11同時多発テロ事件およびその後の各地のテロ事件を受け、庇護制度の厳格化を懸念する声は急速に弱まっていった。2002年にブレア政権が発表した『安全な国境、安心できる場所 (*Secure Borders, Safe Haven: Integration with Diversity in Modern Britain*、以下、2002年白書)』の中で、入国管理に関する新たな枠組みが明示された (Home Office 2002)。この時、入国管理制度の基盤とされたのが「管理された移動 (managed migration)」という概念である。これの考えに従い、国境を越えるヒトの受入れを通じた利益を最大化するプログラムと、制度を悪用するおそれのあるヒトを効率よく仕分けて排除するプログラムを、包括的な入国管理枠組みの中で導入することが表明された。前者の目的を実現するために、いわゆるポイント・システムという能力別受入れ制度が2008年から実施された。一方、後者に関しては、2005年に発表された5カ年計画の中で、「新しい庇護モデル (New Asylum Model)」 (Home Office 2005) が打ち出された。先述の通り英国政府は、虚偽の庇護申請者が入国管理制度を悪用しているため、真の「難民」の保護が困難になっているという立場をとる。新しい庇護モデルでも、庇護申請者と非正規入国者と入国管理政策の悪用の3つの関連が前提となっている。このモデルの下では、庇護申請が却下された者はすなわち英国には望ましくない者であり、その者に対して迅速に退去強制が行使されるべきと考える。さらに「難民」と認定された者でも、即時に永住資格を付与するのではなく、まずは5年間の一時的滞在許可を付与するように変更された。その後、5年が過ぎても本国の安全が確認できず帰国ができない状態であれば、永住資格の申請が可能になる (Macdonald and Billings 2007)。

13) 2019年のマニフェストでは国際的移民保護制度に関する言及はない (Conservative Party 2019. https://assets-global.website-files.com/5da42e2cae7ebd3f8bde353c/5dda924905da587992a064ba_Conservative%202019%20Manifesto.pdf 最終閲覧 2021年8月12日)。

英国では、2012年以降、いわゆる「敵対的環境 (hostile environment)」¹⁴⁾ 政策の下で入国管理制度が運用されている (柄谷 2017)。具体的には、「敵対的環境」政策の目的として、非正規の移住者が英国に来るのを思いとどまらせるだけでなく、既に入国している者の英国での生活および就労を困難にし帰国を促すと説明されている (Brokenshire 2015)。「敵対的環境」の実現のための様々な法律が制定された結果、いまや住居、社会保障、雇用といった分野にまで影響が拡大している (Home Office 2018: 25-29)。本来、「敵対的環境」政策は、非正規入国および滞在の防止が目的であり、庇護申請者を対象としていない。そもそも庇護申請者は、審査の結果を経てはじめて、「難民」と認定されるかどうかが決まる。ということは、申請結果を待っている庇護申請者は非正規滞在者ではない。庇護申請者という身分での扱いを受けるのが当然である。しかし現実には、庇護申請者に対する扱いと非正規滞在者に対する扱いは無関係ではない。というのも、外見で両者を区別することは不可能だからである。結果として、「敵対的環境」政策は、非正規滞在者だけでなく庇護申請者にも多大な影響を及ぼすことになる。さらに2012年以降、庇護申請者向けの住居や生活支援サービスが民間委託されるようになった。個別庇護申請プロセスは心理的にも身体的にも負担が大きい。審査結果が出て身分が確定するまでは就労できず、居住地域を自分で選択することもできない。支給される生活費を使いつつ、決められた住居で生活し結果を待つしかない。現在、効率を最重要視する民間委託運営の下、庇護申請者の生活は一層制限されてしまっている。

では、第三国定住受入れプログラムの現状はどうか (詳細は、Wilkins 2020)。2018年に発表された政府方針によれば、第三国定住受入れプログラムは「最も脆弱な難民に対して安全で合法的な道筋」を提供する (Home Office 2018: 2)。対象となる「難民」の詳細はプログラム毎に異なるが、その目的はあくまで、第三

14) 2010年の選挙公約の中で、保守党は実質的入国者数を年間10万人以下にすることを掲げた。この公約を実現するために、2012年に「敵対的環境」政策が提言された。2021年現在でも撤回は明言されていない。

国定住受入れのみが恒久的な解決手段であるとみなされる「難民」を、UNHCRとの密接な関係を通じて欧州域外から直接受け入れる事である。くわえて英国のプログラムはどれも、「最も支援の必要な者」を対象としている（Home Office 2018: 2）。政府の発表によれば、2020年開始予定だったUKRSにおいても、「緊急医療支援が必要な者、暴力や拷問からの生存者、危険に曝されている女性や子ども」を含めた「最も支援が必要な者」が対象となっている（UK Parliament 2019）。

「難民」保護に関する国際協調の点からは、英国の第三次定住受入れ数が少しでも増えることは望ましい。2014年開始のVPRSはシリア出身者、2016年開始のVCRSは中東および北アフリカ出身の子を対象としていた。両プログラムは、これらの地域から欧州に向かうヒトの急増に対応する目的で始まった。しかし両プログラムはともに、「敵対的環境」政策の下で実施されている。結果として、個別庇護申請に向けられる批判はそのまま、国内における庇護申請者の扱いも厳しいままである。第三国定住受入れプログラムを通じた「難民」も、「敵対的環境」の下で居住・就労することになる。

1995年当初、第三国定住受入れプログラムはあくまで個別庇護申請を補足するための方法だった。それがいまや、個別庇護申請に取って代わるかのように、第三国定住受入れのみが優遇されている。しかし先述のように、個別庇護申請数の方が第三国定住受入れ数に比べて圧倒的に多い。にもかかわらず、第三国定住プログラムには継続して拡充や改革策が打ち出される一方で、個別庇護申請については目立った改革の動きがない。このような対応について、個別庇護申請という時間も費用もかかる方法ではなく、受け入れる「難民」の数や要件について政府の管理が及ぶ第三国定住プログラムが優遇されているという指摘が向けられている（Dajani 2020）。

また英国はEU離脱に合わせて、庇護申請をEU加盟国のどの国が審査するかを定めたダブリン規則からも離脱した。ダブリン規則によれば、原則として最初に到着したEU加盟国で庇護申請をしなければならない。そのためこれまでは、英国に入国する前に他のEU加盟国を経由してきた者を、それらの国に差し戻す

ことができた。2021年国籍・国境法案でも、「庇護申請が可能な国を通過してきた者は、英国への入国を拒否する」と定めている（Home Office 2021a）。しかし2021年7月時点で、このような者を受け入れる取り決めを英国との間で行った国はない。この点においても、2021年国籍・国境法案を通じた庇護制度改革を実施するにあたり、「ヨーロッパ人権条約、難民条約および海洋法に関する国連条約を含めた、あらゆる国際的責務を果たす」（HM Government 2021: 43）という政府の説明に疑念の目が向けられている。

3 国際的難民保護制度における「第三国定住受入れ」

(1) 「第三国定住受入れ」の変遷

UNHCR 発行の『第三国定住ハンドブック』は、第三国定住受入れの歴史を以下のように記している。冷戦時代には、冷戦対立からの逃避者には「自動的に難民の地位を認める」という慣行が通常であった。しかしそのような慣行は1980年代終わりには消滅していった。冷戦終結により、新たな定住指針をUNHCRに求める動きが世界の国々の中に強まった（UNHCR 2011: 50）。このように、第三国定住受入れの復権と、冷戦後の国際的難民保護制度の問い直しの間に密接な関係があることは、UNHCR 自体が認めている。

「自主帰還」、「第一次庇護国における社会統合」、「第三国定住」は、UNHCR が掲げる難民問題の「恒久的解決 (durable solutions)」方法である。従来、第三国定住受入れは、「他に好ましい解決方法がない場合」の最後の手段と理解されてきた（UNHCR 1996）。第三国定住受入れには、「偽装難民」を誘発するなどの懸念が示されていたからである。しかし1990年代半ばに入り、UNHCR は第三国定住受入れプログラムを見直し、その重要性を提唱するようになっていく（Nakashiba 2013）。冷戦後の国際的難民保護体制は2つの問題に直面していた。一方で、いわゆる西側先進諸国が多数を占めるグローバル・ノースでは、東西対立を前提とした「難民」受入れの意義が失われ、難民保護制度に対する関心が減少していた。

同時に、英国の事例のように、虚偽の庇護申請を防止するという目的の下で入国管理制度全体を厳格化する国が増えていた。もう一方で、1990年代以降、グローバル・サウスの大半を占める途上国においては、民族紛争や内戦などの国内紛争が多発し、国内避難民を含めて保護を必要とする人々は減少しなかった。さらには、自国の状況が安定しないために帰還できず、第一次庇護国に設置されたキャンプに閉じ込められたままの、いわゆる「長期滞留難民」問題を抱える国が増えていた（杉木 2014）。もはや、冷戦期の論理に基づく「難民」保護制度のままでは、「難民」の定義には合致しないかもしれないが、それでも保護を必要とする大量の人々に対応できない。そこで注目されたのが、国際的な「負担・責任の分担」の方法としての第三国定住受入れだった。

1990年代後半に入り、第三国定住受入れの基準やプログラム管理について包括的な向上が図られる。後にUNHCRは、この時期に第三国定住受入れに対する「パラダイム・シフト」（UNHCR 2019: 9）が生じたと述べている。1995年には、第三国定住受入れを促進するために、政府、NGOsをくわえた「第三者協議（Annual Tripartite Consultation on Resettlement）」が設立された。同時期に「第三国定住作業部会（Working Group on Resettlement）」も設立され、定住活動の情報共有や第三国定住受入れへの参加促進を目的とした討議が、定期的に開催されるようになった（UNHCR 2019）。

2000年以降は、第三国定住受入れの「戦略的利用（strategic use of resettlement）」が、新たな概念として登場する（van Selm 2018; Nakashiba 2013 10-12）。この頃には、「長期滞留難民」のように、従来の恒久的解決方法から取り残された人々への対応が不可避となっていた。そこでUNHCRは、第三国定住受入れの戦略的利用に基づいた国際的な「責任共有」を、対応策の一つとして強調するようになった（UNHCR 2003）。戦略的利用という考え方がどれだけ具体的な成果を挙げたかについては評価が分かれる（van Selm 2014）。それでも、第三国定住受入れの拡大という目標については、2018年12月に国連総会で採択された「難民に関するグローバル・コンパクト（The Global Compact on Refugees、以下、グローバ

ル・コンパクト)」においても再確認された (UN 2018: 2)。実際、グローバル・コンパクトでは、「関係するステーク・ホルダーの間で、予測可能で公平な負担と責任の分担の基盤」(UN 2018: 1) の提供が訴えられており、第三国定住受入れの拡大は目標の1つになっている。

(2) 「第三国定住受入れ」の問題点

一方で、第三国定住受入れプログラムの運用については、様々な問題点を指摘する声も大きい。なかでも、対象者の選定における透明性や公正性への疑念は根強い (たとえば、van Selms: 2014)。第三国定住受入れと個別庇護申請の受入れが、相互に強化・拡大されるのであれば問題はないのかもしれない。しかし現在の英国でみられるように、個別庇護申請を犠牲にして第三国定住受入れプログラムが優遇されるのであれば、本当に保護を必要とする脆弱な人ではなく、受入れ国の望む「難民」のみを優先的に受け入れる手段になりかねない。結果として第三国定住受入れプログラムは、実施にたずさわる組織の腐敗や汚職の原因に繋がる恐れがある。

UNHCR は、第三国定住受入れプログラムの運用条件を、各国に完全に委ねているわけではない。UNHCR は、①法的・身体的保護のニーズ、②拷問や暴力のサバイバー、③医療ニーズ、④危険に瀕する可能性のある女性および少女、⑤家族の再統合、⑥危険に瀕する可能性のある子どもおよび若年者、⑦恒久的解決策の選択肢に実現の見通しが無い場合を、受入国に提出する第三国定住候補者のカテゴリーとしてあげている (UNHCR 2011: 37)。UNHCR は、「第三国定住の検討のための前提条件を満たしていること」(UNHCR 2011: 36) と合わせて、上記のカテゴリーの少なくともどれか一つに該当する者を、第三国定住受入れの候補者リストに載せる。ただし第三国定住は権利ではない。したがって、UNHCR のリストを通じて定住の希望が伝えられたからといって、最終判断は受入国に委ねられる。

以上、冷戦終結後の国際的難民保護体制の再構築に向けて、第三国定住受入れ

にみられるように、負担・責任の「分担」が重視された。それと合わせて、負担・責任の「減少」を模索する動きも進められていく。1990年代の欧州において、「一時的保護 (temporary protection)」という措置が認められ広く採用されるようになる (川村 2003: 31-62)。発端は、1992年からの旧ユーゴスラビアでの紛争だった。移動を余儀なくされた大量の人々が近隣諸国に流れ込み、その人たちが自国への帰還を待つ間、基本的人権が尊重されるために保護が付与される必要があった。同時に、それによって受入れ国に過度の負担がかかり、追放送還措置が発動されることを避ける必要もあった。この2つの課題のバランスを取るための方法として、一時的保護という措置が提唱された。その後、2001年にEU 理事会は、「避難民が大量流入する場合の一時的保護を提供するための最低基準に関する命令」を採択した。この命令により、一時的保護は「即時的にかつ一時的保護を提供する例外的性格の手続き」(第2条 (a)) と定義された。つまり一時的保護とは、本来の難民保護制度が機能不全を起こさないための例外的措置であり、難民保護制度に取って代わるものではない。またEUにおいては、一時的保護対象者と「難民」を比較した場合、保護の内容に遜色がないことが検証されている (川村 2003: 47-58)。しかし一時的保護の制度化は、「難民」としての受け入れおよび保護義務が伴わない、新たな保護の方法が創設・承認されたことを意味する。

現在の国際的難民保護制度には、『難民の保護』と『負担分担』という2つのサブ・レジーム (杉木 2014: 197) が存在するという。実際、英国の入国管理制度においても、「難民の保護」と「負担分担」は一つのセットして考えられている。しかし難民認定基準第28項によれば、「人は難民と認定されるから難民になるのではなく、難民であるからそう認定されるのである」。この基準からすれば、難民の保護と負担分担の間に必ずしも関連はない。設立理念からいえば、UNHCRにとっては「難民の保護」が最も重要なはずである。今日、一時的保護が制度化し、第三国定住受入れが促進されている。前者は「難民」とは認めないまま保護を一時的に付与する方法であり、後者は「難民」の中で選別し保護を与える方法である。現状では、UNHCRですら、「負担分担」の範囲や程度と「難民の保護」

の決定の間に密接な関連を認めているかのようにみえる。

4 管理の理論と難民保護、選別の理論と難民保護

以上のように、1990年代後半から現在まで続く第三国定住受入れの推奨や一時的保護の制度化は、国際的難民保護制度の中身を大きく変えてしまっている。一体、どのような論拠によって正当化され促進されているのか。近年、「難民」と移民の二分法やグローバル・サウスの視点を軽視する難民保護などを取りあげ、従来の難民保護体制を批判的に検討する研究に注目が集まっている（たとえば、Hamlin 2021）。そういった論者の中で、UNHCR自身の意図的な対応（intentional practices）が、国際的難民保護制度の機能や目的の変容をもたらしているとの指摘がある（Mourad & Norman 2020）。前節までで述べたとおり、冷戦後の国際的難民保護制度は「責任と負担の分担」が最大の課題となっている。そこで用いられるようになったのが、「管理」と「選別」に基づくUNHCRの対応であり、その具体例としての第三国定住受入れとなる。

(1) 管理された移動と「難民」の保護

最近の研究では、第三国定住受入れプログラムに参加する国家は、「管理されたヒトの移動の論理（the logic of migration management）」に基づいて行動していると説明される（Hashimoto 2018: 181）。先述の通り、UNHCRのガイドラインがあるとはいえ、第三国定住受入れプログラムの詳細は各国政府の方針に基づく。そのため、各国のプログラムの中身は、入国管理制度と同様に多様である。それぞれのプログラムは前もって、受入れ対象となる「難民」の属性および要件を指定している。要件の中に、入国後の「適応能力」を審査基準に含めている国も多い¹⁵⁾。くわえて受入れ審査は、UNHCRなどの国際機関もしくは受入れ国の担

15) たとえば日本は、第三国定住受入れプログラムを通じた難民の受入れを、2010年から始めている。プログラム実施前の閣議了解において、受け入れる難民は「日本社会への適応能力がア

当者が現地に赴き実施する。そのためプログラム実施国は、自国国内に庇護審査手続き中（異議申立中も含め）の申請者を抱えずにすむ。これら両方の点から、ヒトの移動を管理したい各国政府にとって、第三国定住受入れは個別庇護審査に代わる「合理的」な選択といえる。実際、英国政府も、「英国の人々の寛容さは誇るべきである。……しかし人道主義的政策は単独で存在するわけではない。包括的入国管理制度の一部である」（HM Government 2021: 2）と、2021年入国管理計画の中で述べている。受入れ人数や地域を管理できる第三国定住受入れこそが、管理された移動の理念に基づいて寛容性を発揮するために最も理にかなった方法だと、英国政府は説明する。

本来、国際的パートナーシップ活動に基づく「難民」の第三国定住受入れと、各国が独自に運用する入国管理制度は、依拠する理念や目指す目的が異なるはずである。それが現状では、両者はこれまでになく接近している。「管理された移動」の概念は、本来は難民保護とは別者のはずだった。先述の通り、第三国定住受入れの再評価の目的は、「公平な負担と責任の分担」（UN2018: 1）を国際的に促進するためである。目的実現のためには、第三国定住受入れに参加する国を増やし、受入れ人数を増やすだけでは不十分である。それと同時に、各国が自国の利益の最大化を第一に目指し「難民」の中で選別した者を受け入れるような、「一国合理性」に基づく制度設計および運用を阻止する必要がある。各国の恣意的な運用を認めれば、第三国定住受入れは「公平な負担と責任の分担」のための国際的枠組みとはならない。このような問題を回避するために、UNHCRは第三国定住受入れガイドラインが準備したはずである。にもかかわらず、法的小および手続き上の整備・検証が不十分なまま、UNHCRは第三国定住受入れを各国に推奨している。このような現状に対して、第三国定住受入れが実際にはプログラム実施国の「いいとこどり（cherry-picking）」を認める結果となっているという深刻な

、ある者であって、生活を営むに足る職に就くことが見込まれる者」であると確認された。もう一つの条件が、「UNHCRが最適な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者」である（難民対策連絡調整会議 2008）。

懸念が示されている (de Boer and Zieck 2020)。

第三国定住受入れプログラムの下では、脆弱な「難民」の中でも、第三国で適応可能な能力を持つ (だからこそ、数は限定的にならざるをえない) 「難民」と、その条件に当てはまらない「難民」が仕分けられ、それぞれの処遇は変わってくる。このような扱いを認めることで、国際的難民保護制度維持の役目を担う UNHCR 自身が、「難民」と移民の境界線の「曖昧化に向けた積極的な役割 (an active role in that “blurring”）」(Mourad and Norman 2020: 688) を果たすことになる。いまや UNHCR が目指すのは、責任と負担の総量の管理であり、その結果としての分担の方法の運営になってしまっている¹⁶⁾。

(2) 「難民」の中の選別と「難民」の保護

先述の通り、国際的難民保護制度はグローバル・サウスで難民化する人々を視野に入れて設立されたわけではない (Chimuni, 1998)。難民化するあらゆる人々がすべて、冷戦が終わったとされる今日では「負担」とみなされる。そういった状況の下で、UNHCR は第三国定住受入れを後押しするようになっていった。この UNHCR の動きに連動し、また利用する形で、英国の庇護制度においても第三国定住受入れの重視と個別庇護申請の厳格化が同時に進められた。このような UNHCR および英国の姿勢を支える論拠が、「管理されたヒトの移動」である。英国政府からすれば、第三国定住受入れを利用すれば、「難民」保護の対象者も保護の程度もともに「管理」できる。また、そのために使う手段に UNHCR 自体が関与し了承していることは重要である。UNHCR からしても、「予測可能で公平」な分担を実施するには「管理」は必須である。結果として、いまや UNHCR が「世界の人口を管理する警察官 (global police of populations)」(Scheel and Ratfisch 2014) の役割を担っているとすらいえる。

16) 現在、「負担」をどのように計るかについての合意はない。一般に、負担の中身に人的負担と財政的負担があると理解されている。負担分担をめぐる議論については、川村 (2003: 43-47) や杉木 (2014: 197-205) に詳しい。

くわえて「分担」する「難民」の数や付与する保護の程度は、受入れ国からすれば小さい方が望ましい。英国政府の声明にもあったように、積極的に人道主義的制度を実施したいと思っても、際限なく制度を運用できる余裕はない。英国人の寛容さを十分に発揮するためにも、真に保護が必要な「難民」を救う制度を「より公平に、より効率的に」実施する必要がある。真に保護が必要な「難民」を選び救う目的の制度とは、そのような者の数は少ないという前提の上に成り立つ。制度の効率的な運用を妨げる多くの虚偽の庇護申請者がいるのが問題であり、そのような人々がいなければ制度が上手くいくと想定されている。また、非正規のルートで入国した後に「難民」と認定された者は、そもそも密航業者に支払う資金を持っていた。そのような「難民」と、真に保護が必要だと UNHCR が判断した第三国定住受入れの「難民」とを同等に扱うのは「公平」ではない。したがって、「難民」の中での選別は、庇護制度の公平で効率的な運用と管理のために不可欠となる。そもそも、難民保護制度設立時から、「難民」をそれ以外の移住者から選別することが前提だった。この「選別」という考え方は、いまや「難民」の中でも適用される。

当初から、国際的難民保護制度は、「難民」と移民を区別し、それぞれに別の対応をすることを前提に設立された (Karatani 2005)。国際的難民保護制度の目的は「難民」を保護することである。しかし現実には、国境を越えて移動するヒトを「難民」とそれ以外の集団に分けることは難しい。くわえて、最も脆弱な者を「難民」と認定して保護する目的で制度が設立したわけでもなかった。第二次世界大戦終了後のヨーロッパにおいて、疲弊荒廃した各国は大量の失業者を抱えていた。そこに帰還兵がくわわることで、社会不安が増大し、再び争いの火種がうまれることが危惧された。そこで、ヒトの移動に関わる国際組織と複数の主要国との間で交渉が行われた。最終的に米国主導の下で、現在の難民保護制度の基盤が築かれることになった (Karatani 2005)。当時、経済的余力が唯一あったのが米国であり、その米国が、新しく創設される難民保護制度および UNHCR の権限をできるだけ制限的にすることを望んでいた。そのため、国境を越えるヒトを「難

民」とそれ以外の集団に二分化し、前者を厳密に定義して扱うという判断が下された。その正当化の根拠として、強制的移動と自発的移動の区別が後付けで持ち出されたのである（Karatani 2005: 519）。このように、第二次世界大戦後の現実政治における各アクターの力関係の中で、国際的難民保護制度が形成された。そういう意味では、難民条約の定義も、それに基づく難民保護制度も、設立当時の時代性を色濃く反映している。どちらも、絶対的「正しさ」に基づいているわけではない。にもかかわらず私たちは、「難民」と呼ばれる人たちこそが、国際的な保護を最も必要としていると思い込んでしまっている。それは裏返せば、「難民」を保護さえすれば、それ以外の人々は保護する必要がないという意味になりかねない。さらにいまや、難民条約の締約国政府は、「難民」の中から望ましい「難民」を選び保護することで、国際的責務の履行を主張できるようになった。

先述の難民認定基準第28項によれば、「難民」は「難民」だから「難民」と認定されるのである。この論理に従えば、「難民」の中には区別はない。国境を越えるヒトの中から「難民」（だけ）を認定し保護することが、UNHCRの任務となる。難民条約の締約国にとっては、「難民」保護が条約上の責務である。とはいえ、負担と責任が余りに大きくなりすぎれば、たとえそれを国際協調に基づいて分担したとしても拒否する国が現れかねない。そのような状況において、「難民」の中での選別を認める第三国定住受入れプログラムの運用を、UNHCRは容認している。結果として、プログラム実施国とUNHCRの目的がともに、分担する必要がある責任と負担の減少で合致することになった。

21世紀の今日、国際的難民保護制度の目的およびUNHCRの役割は変わってきている。にもかかわらず、国境を越えて移動するヒトの中で、「難民」のみが条約に基づき保護を付与されるという点は変わっていない。それだけで十分なのか。そのようなままで十分なのか。冷戦後の国際的難民保護制度は、「難民」の定義から取り残される多くの人だけでなく、「難民」自体にも厳しくなっている。

5 「責任」を考え直す

本論文では、人権団体や法曹界の懸念にもかかわらず、英国政府が第三国定住受入れプログラムを推進し続ける理由を考察した。1990年代後半からは、UNHCR自体も第三国定住受入れを再評価し推奨している。そこで本論文では、UNHCR自体の方針転換の論拠と国際的難民保護体制に与える意味についても検討した。

英国の歴代政権は、非正規移民による虚偽の庇護申請が、庇護制度の行き詰まりの原因であると説明してきた。したがって、非正規移民の入国阻止が庇護制度の円滑な運用には不可欠となる。結果として、包括的な入国管理制度の一部として庇護制度は位置づけられ、運用されてきた。当初、第三国定住受入れは限定的だったが、1990年代後半以降は積極的に活用されていく。同じ頃、UNHCRも第三国定住受入れの役割を再評価し、活用を促進するようになっていた。「管理された移動」の実現を目指す英国政府としては、国内での審査が不必要な第三国定住受入れは有益な手段だった。EU離脱後のグローバル・ブリテンにおいても、これまで以上に第三国定住受入れを活用し、庇護制度にかかる「負担」を減らすことが目指されている。同時に、第三国定住受入れプログラムを通じて入国する、真に保護が必要な「難民」と、そうでない「難民」とを分け、それぞれに付与される権利や給付に差をつける。そうすることで公平な制度運用が可能になり、人道主義的な庇護制度を維持し続けられる。現在に至るまで、上記のような入国管理制度の理念を英国政権は強調してきた。

第二次世界大戦後、東西対立のヨーロッパで、国際的難民保護制度は成立・発展してきた。そのため、グローバル・サウスで発生する難民状況は、ほとんど対応されないままだった。冷戦終結後は、グローバル・ノースの国々においても「難民」保護に対する関心が急速に失われていく。このような状況において、UNHCRは「責任と負担の分担」を全面的に訴えざるを得なくなった。第三国定住受入れの見直しは、UNHCRにとって必然の選択だった。冷戦終結後の国際的難民保護制度は、「難民」の保護と「責任と負担の分担」の両方が不可欠である。しかし両

者は対等ではなく、「責任と負担の分担」の方が国際的難民保護制度の活動範囲や方法に大きな影響を与えているようにみえる。その結果、従来は入国管理制度に導入されてきた「管理された移動」の論理が、第三国定住受入れの運用にも用いられるようになってきている。受け入れる「難民」の条件を前もって決めておくという第三国定住プログラムは、「難民」は「難民」であるから保護されるという、難民保護制度の根幹を揺るがしかねない。くわえて、そのようなプログラムの推進に UNHCR が舵を切ったことで、UNHCR 自体が「難民」と移民の扱いの境界を曖昧にし、「難民」の中での選別すら容認するようになってきている。

2021年に難民条約は採択70周年を迎えた。本論文でみてきたように、難民条約の文言は変わっていても、その機能や目的は変化している。またその変化に、意識的であれ無意識であれ、UNHCR が深く関わっている。本論文がとりあげた第三国定住受入れは、難民問題の「恒久的解決」のための手段といわれてきた。しかしその対象となるのは、受入れ国の条件に合致して「選択」された一部の「難民」にすぎない。もちろん、ごく少数であれ、第三国定住受入れを通じて新たな機会をつかむ者がでてくることは望ましい。しかし設立当初から、国際的難民保護制度の下で、「難民」と認定される者だけが救われ、保護が必要なその他の多くの者が取り残される状況が続いてきた。いまや、「難民」の中の一部が、第三国定住受入れを通じて救われ、さらなる「保護」を享受できる。

近年、冷戦後の国際的難民保護制度を支える「責任と負担の分担」について、分担の根拠となる「責任」を問い直す論考が増えている¹⁷⁾。これらの議論では、「能力 (capability)」だけでなく、「過去の過ち (culpability や past injustice)」に基づいて「責任」の意味や「責任」を担う主体を問うている¹⁸⁾。難民化する人々の多くがグローバル・サウス出身であり、グローバル・サウスの多くは植民地だった歴史をもつ。また、内戦が原因で多くの人が難民化しており、軍事的支援をする

17) たとえば、植民地宗主国の責任 (Mayblin 2017) や覇権国の軍事活動の責任 (Coen 2017; 大津留 2016) に基づく「難民」受入れを問う論考がある。

18) 詳細は、Coen (2017) および Souter (2014) を参照。

国々がなければ内戦は激化しない。過去の植民地主義や大国の対外政策を通じた「責任」に目を向けることで、保護の対象者や保護の付与の方法が拡大、もしくは多様化する可能性が広がる。これまで、「負担」と「分担」にのみ関心が集中しすぎていた。繰り返し強調するが、国際的難民保護制度は重要であり維持されなければならない。しかしだからといって、あがめて保持しているだけでは足りない。本論文からもわかるように、不変にみえる難民保護制度も実質的には変化している。制度の機能や目的、さらには運用についての批判的検証は不可欠である。絶え間ない批判的検証を通じた再創造および再構築がなければ、難民保護制度が「解決」する問題は小さくなる一方である。

参考文献

- All-Party Parliamentary Group on Refugees (APPG), 2017, *Refugee Welcome?: The Experience of New Refugees in the UK*, April 2017. (https://refugeecouncil.org.uk/wp-content/uploads/2019/03/APPG_on_Refugees_-_Refugees_Welcome_report.pdf 最終閲覧 2021年8月12日).
- Betts, Alexander, Cathryn Costello and Natascha Zaun., 2017, *A Fair Share: Refugees and Responsibility-Sharing*, Report 2017: 10, Delmi. (<https://www.delmi.se/en/publications/report-and-policy-brief-2017-10-a-fair-share-refugees-and-responsibility-sharing/> 最終閲覧 2021年8月12日).
- British Red Cross, 2021, *Working towards a Compassionate Asylum System: British Red Cross Response to the Borders Bill*, June 2021.
- Chimni, B.S., 1998, "The Geopolitics of Refugee Studies: A View from the South," *Journal of Refugee Studies*, vol. 11, no. 4, pp. 350-374.
- Coen, Alise., 2017, "Capable and Culpable? The United States, RtoP, and Refugee Responsibility-Sharing," *Ethics and International Affairs*, vol. 31, no. 1, pp. 71-92.
- Conservative Party, 2017, *Conservative Party 2017: Election Manifesto. Sections related to UK Foreign Policy*. (<http://bfp.g.co.uk/wp-content/uploads/2017/05/Conservative-2017-Manifesto-Foreign-Policy.pdf> 最終閲覧 2021年8月12日).
- Conservative Party, 2019, *Get Brexit Done: Unleash Britain's Potential, The Conservative and Unionist Party Manifesto 2019*. (https://assets-global.website-files.com/5da42e2cae7ebd3f8bde353c/5dda924905da587992a064ba_Conservative%202019%20Manifesto.pdf 最終閲覧 2021年8月12日).

- Council of European Union, 2001, Council Directive 20 01/55/EC of 20 July 2001 on Minimum Standards for Giving Temporary Protection in the Event of a Mass Influx of Displaced Persons and on Measures Promoting a Balance of Efforts Between Member States in Receiving such Persons and Bearing the Consequences Thereof.
- Dajani, Deena., 2021, "Refuge under Austerity: the UK's Refugee Settlement Schemes and the Multiplying Practices of Bordering," *Ethnic and Racial Studies*, vol. 44, issue 1, pp. 58-76.
- de Boer, Tom and Marjoleine Zieck., 2020, "The Legal Abyss of Discretion in the Resettlement of Refugees: Cherry-Picking and the Lack of Due Process in the EU," *International Journal of Refugee Law*, vol. 32, no. 1, pp. 54-85.
- Goodwin-Gill, Guy S., and Jane McAdam., 2007, *The Refugee in International Law*, 3rd edn., Oxford University Press.
- Gower, Melanie., 2021, *Refugee Resettlement in the UK: Recent Developments*, Briefing Paper, No. 9017, 28 January 2021, House of Commons Library.
- Hamlin, Rebecca., 2021, *Crossing: How We Label and React to People on the Move*, Stanford University Press.
- HM Government, 2021, *New Plan for Immigration: Policy Statement*, March 2021, CP 412. (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/972517/CCS207_CCS0820091708-001_Sovereign_Borders_Web_Accessible.pdf 最終閲覧 2021年8月12日).
- Home Office, 2002, *Secure Borders, Safe Havens: Integration with Diversity in Modern Britain*, Cm. 5387.
- Home Office, 2005, *Controlling Our Borders: Making Migration Work for Britain: Five Year Strategy for Asylum and Immigration*, February 2005. Cm 6472.
- Home Office 2018, *Resettlement: Policy Statement*. (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/730643/Resettlement_Policy_document_.pdf 最終閲覧 2021年8月12日).
- Home Office, 2021a, *Nationality and Border Bill: factsheet*, published 6 July 2021. (<https://www.gov.uk/government/publications/the-nationality-and-borders-bill-factsheet/nationality-and-borders-bill-factsheet> 最終閲覧 2021年8月12日).
- Home Office, 2021b, *National Statistics: How Many People do We Grant Asylum or Protection to?*, 25 February 2021. (<https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-statistics-year-ending-december-2020/how-many-people-do-we-grant-asylum-or-protection-to> 最終閲覧 2021年8月12日).
- House of Commons, 2021, *Nationality and Borders Bill: Explanatory Notes*, (<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-02/0141/en/210141en.pdf> 最終閲覧 2021年8月12日).

- 柄谷利恵子 2003 「英国——移民政策と庇護政策の交錯」小井土彰宏編『移民政策の国際比較』明石書店、179-218頁
- 柄谷利恵子 2017 「イギリス：ポイントシステムの導入と民営化の進展——敵対的選別化への道」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会、119-140頁
- 柄谷利恵子 2019 「研究ノート 英国における庇護政策の現状と問題点」『戦争と統治のあいだ』関西大学法学研究所研究叢書第60冊、2019年11月、1-18頁
- Karatani, Rieko., 2005, “How History Separated Refugee and Migrant Regimes: In Search of their Institutional Origins,” *International Journal of Refugee Law*, vol. 17, no. 3, pp. 517-541.
- 川村真理 2003 『難民の国際的保護』現代人文社
- 小泉康一 2011 「第三国定住の復権？——保護、恒久的解決と負担分担」『難民研究ジャーナル』No. 1、29-47頁
- Macdonald, I., and Peter Billings., 2007, “The Treatment of Asylum Seekers in the UK,” *Journal of Social Welfare and Family Law*, vol. 29, no. 1, pp. 49-65.
- Mayblin, L., 2021, “The Nationality and Borders Bill 2021: From Empty Threats to Further Erosion of the Right to Seek Asylum.” (<https://www.law.ox.ac.uk/research-subject-groups/centre-criminology/centreborder-criminologies/blog/2021/07/nationality-and> 最終閲覧 2021年8月12日).
- Mourad, Lama and Kelsey P. Norman., 2020, “Transforming Refugees into Migrants: Institutional Change and the Politics of International Protection,” *European Journal of International Relations*, vol. 26, no. 3, pp. 687-713.
- Nakashiba, Haruno., 2013, “Postmillennial UNHCR Refugee Resettlement: New Developments and Old Challenges,” *New Issues in Refugee Research*, Research Paper no. 265. (<https://www.unhcr.org/research/working/528e15259/postmillennial-unhcr-refugee-resettlement-new-developments-old-challenges.html?query=Great%20Britain> 最終閲覧 2021年8月12日).
- 難民対策連絡調整会議 2008 「第三国定住による難民受入れに関するパイロットケースの実施について」平成20年12月16日 (<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/081216ryoukai.html> 最終閲覧 2021年8月12日)
- 大津留（北川）智恵子 2016 『アメリカが生む／受け入れる難民』関西大学出版部
- Refugee Council., 2004, *Understanding Resettlement to the UK: A Guide to the Gateway Protection Programme*, June 2004.
- Souter, James., 2014, “Towards a Theory of Asylum as Reparation for Past Injustice,” *Political Studies*, vol. 62, pp. 326-342.
- Scheel, Stephan and Philipp Ratfisch., 2014, “Refugee Protection Meets Migration Management: UNHCR as a Global Police of Populations,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol. 40,

no. 6, pp. 924-941.

Sturge, Georgina., 2021, *Asylum Statistics*, House of Commons Library, 1 July 2021.

杉木明子 2014「長期滞留難民と国際社会の対応——アフリカの事例から」墓田桂ら編著『難民・強制移動研究のフロンティア』現代人文社、189-207頁

杉木明子 2018『国際的難民保護と負担分担——新たな難民政策の可能性を求めて』法律文化社

UK Parliament, 2019, Written Statement on Immigration, HCWS 1627, 17 June 2019.

UK Parliament, 2020, Question for Home office, Refugees: Children, UIN 1428, tabled on 8 January 2020.

UK Parliament, 2021, Question for Home Office, Refugee: Resettlement, UIN 28323, tabled on 6 July 2021.

UN, 2018, *Report of the UNHCR. Part II Global Compact on Refugees*. General Assembly. Official Reports. 73rd Session Supplement No. 12 (A/73/12).

UNHCR, 1996, General Conclusion on International Protection no. 79 (XLVII), Executive Committee 47th Session. Contained in UNGA doc. A/AC. 96/878 and doc. No. 12 A (A/51/12/Add. 1). 11 October 1996.

UNHCR, 2003, *The Strategic Use of Resettlement (A Discussion paper prepared by the Working Group on Resettlement)* 3 June 2003, EC/53/SC/CRP. 10/Add.1. (<https://www.refworld.org/docid/41597a824.html> 最終閲覧 2021年8月12日).

UNHCR, 2019, *The History of Resettlement: Celebrating 25 Year of the ATRC*. (<https://www.unhcr.org/protection/resettlement/5d1633657/history-resettlement-celebrating-25-years-atrc.html> 最終閲覧 2021年8月12日).

UNHCR, 2020, *Global Trends: Forced Displacement in 2020*.

UNHCR, 2021, "After UK Asylum Bill Debate, UNHCR Urges MPs to Avoid Punishing Asylum-Seekers," 21 July 2021. (<https://www.unhcr.org/uk/news/stories/2021/7/60f8028a4/after-uk-asylum-bill-debate-unhcr-urges-mps-to-avoid-punishing-asylum-seekers.html> 最終閲覧 2021年8月12日).

UNHCR 2011『UNHCR 第三国定住ハンドブック』2011年7月改訂

van Selm, Joanne., 2014, "Refugee Resettlement," in Elena Fiddian-Qasmiyeh, Gil Loescher, Katy Long and Nando Sigona (eds.), *The Oxford Handbook of Refugee and Forced Migration Studies*, Oxford University Press, pp. 512-524.

van Selm, Joanne., 2018, "Strategic Use of Resettlement: Enhancing Solutions for Greater Protection?," in Adèle Garnier, Liliana Lyra Jubilut and Kristin Bergtora Sandvik (eds.), *Refugee Resettlement: Power, Politics, and Humanitarian Governance*, Berghahn, pp. 31-45.

Wilkins, Hannah., 2020, *Refugee Resettlement in the UK*, House of Commons Library, Briefing Paper, Number 8750, 6 March 2020.

